

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準 1 高等専門学校の目的

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1-①： 高等専門学校の目的が、それぞれの学校の個性や特色に応じて明確に定められ、その内容が、学校教育法第115条に規定された、高等専門学校一般に求められる目的に適合するものであるか。また、学科及び専攻科ごとの目的も明確に定められているか。

(観点に係る状況)

本校の目的は、準学士課程及び専攻科課程について、学則に定めている(資料1-1-①-1:P1)。また、教育理念、学習・教育目標、準学士課程及び専攻科課程の養成する人材像も具体的に定めている。特に本校では工学系とビジネス系の2つの教育体系を有しており、工学系学科と専攻、ビジネス系学科と専攻の養成する人材像を説明している(資料1-1-①-2:P2)。

さらに、準学士課程の各学科及び専攻科課程の各専攻についても養成する人材像を明確に定めると共に(資料1-1-①-3:P3)、卒業(修了)時に身に付けるべき学力や資質・能力についても、準学士課程及び専攻科課程で具体的に示している(資料1-1-①-4:P4)。

本校の目的(前述資料1-1-①-1:P)は、高等専門学校創設の趣旨である「実践的技術者を養成する高等教育機関」としての責務、及び学校教育法上の高等専門学校の目的を踏まえて策定されたものである。学校教育法第115条には「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成する」という2つの具体的な目的があるが、卒業(修了)時に身に付けるべき学力や資質・能力はこれらとの関連を明確にして策定されている(資料1-1-①-5:P5)。

(分析結果とその根拠理由)

本校は、社会に対して担う基本的な役割として準学士課程と専攻科課程の目的を定めている。また、学校としての教育理念や学習・教育目標、課程ごとの養成すべき人材像を工学系とビジネス系の各学科及び各専攻についても具体的に定めているほか、卒業(修了)時に身に付けるべき学力や資質・能力を準学士課程と専攻科課程で定め、達成しようとしている基本的な成果等を明確にしている。

そして本校の目的は、高等専門学校創設の趣旨及び学校教育法上の高等専門学校の目的を踏まえて策定されており、それに基づき養成する人材像や卒業(修了)時に身に付けるべき学力や資質・能力も策定されている。

以上のことから、本校は、高等専門学校としてその目的を明確に定めており、その内容が、学校教育法第115条に規定された、高等専門学校一般に求められる目的に適合するものとなっている。

観点 1-2-①： 目的が、学校の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

（観点に係る状況）

本校の目的は、学生便覧にも掲載されており、学生便覧は学生全員に配布され、周知されている（資料 1-2-①-1:P6）。また教育理念、学習・教育目標、養成する人材像、卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力は、ウェブサイトに掲載されている（資料 1-2-①-2:P7）ほか学生便覧（資料 1-2-①-3:P11）に掲載している。

また常に学生や教職員の目に触れるように各教室やゼミ室及び会議室等に掲示してその周知徹底を図っている（資料 1-2-①-4:P15）。

本校では、平成26年1月下旬に、全教職員に対して、平成26年5月に準学士課程や専攻科課程の全学生及び一部の卒業生（修了生）、外部企業に対して、本校の教育理念、学習・教育目標、養成する人材像及び卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力等の周知状況についてのアンケート調査（資料 1-2-①-5～7:P16）を実施した。その結果によれば、学生については約95%以上、教職員については約96%以上が「知っている」と回答している（資料 1-2-①-8～10:P19）。

なお、このアンケート調査において「あまり知らない」「全く知らない」と回答した教職員については、その後研修を実施してその周知徹底を図る体制を作っている。研修後は全員「あまり知らない」「全く知らない」はなくなっている（資料 1-2-①-11:P22）。

（分析結果とその根拠理由）

本校では、本校の目的や教育理念、学習・教育目標等を掲載した学校要覧や学生便覧等を教職員及び学生に配布し説明するほか、本校の目的や教育理念、学習・教育目標等を各教室内に掲示してその周知を図っている。平成25年度～26年度初めに学生や教職員の周知状況を把握するため行ったアンケート調査の結果では、学生の約95%以上及び教職員の約96%以上が「知っている」との回答結果が得られている。「あまり知らない」「全く知らない」と答えた教職員に対して研修会を行い、その後のアンケートでは全員「知っている」と回答している。以上のことから、本校ではその目的、教育理念等が、学校の構成員に概ね周知されている。

観点 1-2-②： 目的が、社会に広く公表されているか。

（観点に係る状況）

本校では、その教育理念や学習・目標等をウェブサイトに掲載することにより、社会に対して公表している（資料 1-2-①-2:P7）。また、本校の学校要覧に教育理念や学習・目標等を掲載し、（資料 1-2-②-1:P23）また夏休み期間に実施する一日体験入学、毎年11月に開催される文化祭（オープンキャンパス）時や中学校や高校へ出向いての学校説明などでは、学校要覧を配布し、学校の目的や教育理念等を広報している。

本校の平成20～24年度卒業（修了）生及び本校卒業生が就職した企業等学外者に対しても、平成26年5月に、本校の教育理念や学習・教育目標、養成する人材像及び卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力等の周知状況に関するアンケート調査を実施した（資料 1-2-②-2:P25）。その結果によれば、卒業（修了）生については回答者の約95%、また企業等学外者については回答者の約63%以上が「知っている」と回答している。

以上のことから、本校の目的や教育理念等が社会に対して広く公表されていると判断できる。

(分析結果とその根拠理由)

ウェブサイトに本校の目的等を掲載しているほか、「学校要覧」等にも本校の目的、教育理念、学習・教育目標、養成する人材像及び卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力等を記載しており、一日体験入学や中学校訪問時においてもこれらを積極的に配布して説明している。

さらに、卒業（修了）生や企業等学外者への学校の目的や教育理念等の周知度に関するアンケート調査を行い、その結果では、企業等学外者では回答者の約6割以上が「知っている」と回答し、卒業生（修了生）では9割以上が「知っている」と回答している。

以上のことから、本校の目的は、社会に対して広く公表されている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

- ・教職員、学生に加えて卒業（修了）生や企業等学外者に対しても積極的にアンケート調査を実施し、その周知状況を把握している。
- ・学校の目的や教育理念等をウェブサイトや学生便覧、学校要覧等に掲載しているほか、教室等にも掲示して学生や教職員に対してその周知を図っている。また、教育理念等を含む学校要覧等を印刷配布して、広く社会に公表している。

(改善を要する点)

- ・該当なし

(3) 基準 1 の自己評価の概要

本校では、学校創立時に「学校の目的」を定め、その後「教育理念」や「学習・教育目標」等が設定されて現在に至っている。また、準学士課程や専攻科課程及び各学科や各専攻での「養成する人材像」を定めると共に、さらに「卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力」を定めることにより、学生が本校で学修する際の具体的指針を示している。

本校では、「学校の目的」を高等専門学校設置の趣旨及び学校教育法に定める高等専門学校の目的を踏まえて定めており、「教育理念」や「学習・教育目標」については、学校教育法に定める高等専門学校の目的に沿って策定していることから、本校の目的は学校教育法の規定に沿ったものとなっている。

先に行ったアンケート調査の結果から、教職員や学生等の構成員、また卒業（修了）生に対しても、本校の目的、教育理念、学習・教育目標等が概ね周知されていることが明らかになっているが、さらに学生、教職員に対しては校内掲示等を通じてその周知徹底を図る取り組みも行っている。また、本校の目的や教育理念、養成する人材像等は、学校のホームページや「学校要覧」等の配付資料にも掲載され、広く社会に公表されている。